

24初参事第57号
平成24年12月28日

各都道府県・各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校担当課長
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の担当課長
附属学校を置く国立大学法人附属学校担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局
参事官(学校運営支援担当)
奈 良



(印影印刷)

学校評価等実施状況調査（平成23年度間）の結果に係る
留意事項について（通知）

標記調査結果を取りまとめ、文部科学省ホームページにおいて公表しました
ので、お知らせします。

貴職におかれては、学校評価の目的が、各学校が自らの教育活動その他の学
校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組
の適切さ等について評価することにより、組織的・継続的な改善を図るもので
あることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら学校評価等に係る取組を進め
ていただきますようお願いします。

なお、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては所管の学校
及び市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校担当におかれては所轄の
私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公
共団体におかれては認可した学校に対し、国立大学法人におかれては附属学校
に対し、これらのことについて周知願います。

記

1. 自己評価の実施・公表等の義務について

学校の教職員が行う自己評価については、法令上、全ての学校について、
その実施と結果の公表の義務が課せられているものであり、遺漏なく実施す
ること。また、自己評価及び学校関係者評価の結果を当該学校の設置者に報
告することについても同様であること（別紙：学校教育法及び学校教育法施
行規則参照）。

2. 学校関係者評価の実施・公表の努力義務について

保護者及び地域住民等による学校関係者評価については、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域の連携協力を高め、地域とともにある学校づくりを推進する上で重要であることから、その取組が一層進むよう努めること。

なお、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートについては、学校評価を実施する上でその結果を活用することが効果的であるが、アンケートのみをもって学校関係者評価とすることは適当ではないこと。

3. 学校評価の実効性の向上について

学校評価は、あくまでも学校運営の改善により教育水準の向上を図るための手段であり、実施そのものが目的化してしまわないよう、学校評価の実効性を高めることが重要であること。

これに関し、各学校の設置者等は、教職員の研修等必要な支援を行うとともに、各学校の学校評価が適切に行われているかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行うこと。併せて、学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行うこと。

4. いじめの問題を扱う場合の留意事項について

学校評価においていじめの問題を扱う場合には、「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏ました取組の徹底について（平成24年11月27日付け24文科初第936号通知）」において示したどおり、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する必要があること。

【参考資料】

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm
文部科学省HP トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学校評価について

◇学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕

◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）
(平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG)

◇学校評価等実施状況調査

◇学校評価の取組事例（リンク集）

◇平成23年度 学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付
企画・学校評価係

電話：03-6734-3705（直通）

E-mail：hyo-ka@mext.go.jp

学校評価と学校の情報提供に関する法令

※平成19年12月26日施行

○学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園(第28条)、中学校(第49条)、高等学校(第62条)、中等教育学校(第70条)、特別支援学校(第82条)、専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用する。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園(第39条)、中学校(第79条)、高等学校(第104条)、中等教育学校(第113条)、特別支援学校(第135条)、専修学校(第189条)、各種学校(第190条)に、それぞれ準用する。

学校評価等実施状況調査(平成23年度間)結果概要

(1) 調査概要

調査対象：全ての都道府県・市町村教育委員会及び全ての国公私立学校

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

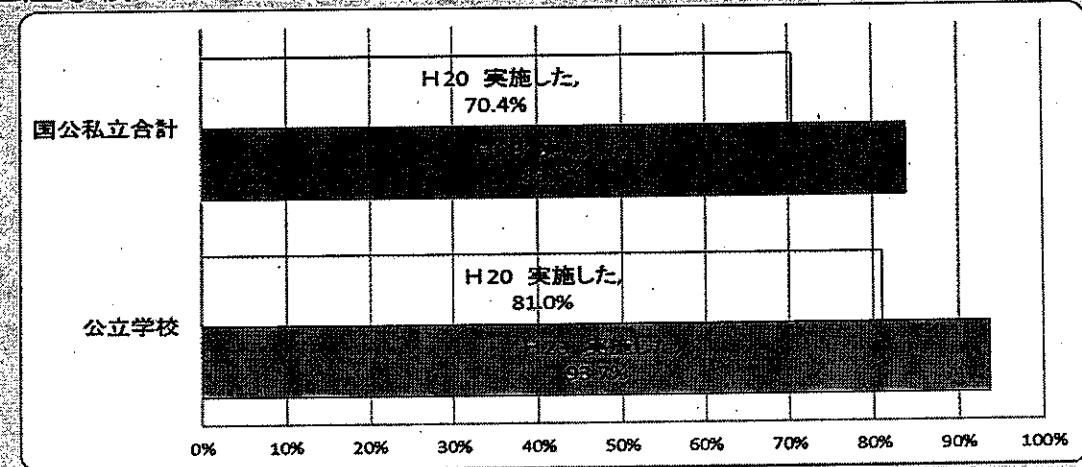
調査基準日：平成23年度間（実績値）※前回調査は平成20年度間（調査項目は一部共通）

(2) 調査結果のポイント

【学校関係者評価の実施】

- 前回調査に比べ、保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率が上昇。
(国公私立合計 70.4%→83.9%、公立学校 81.0%→93.7%)

- 特に公立学校においては、9割超の学校が学校関係者評価を実施。



【学校評価の効果】

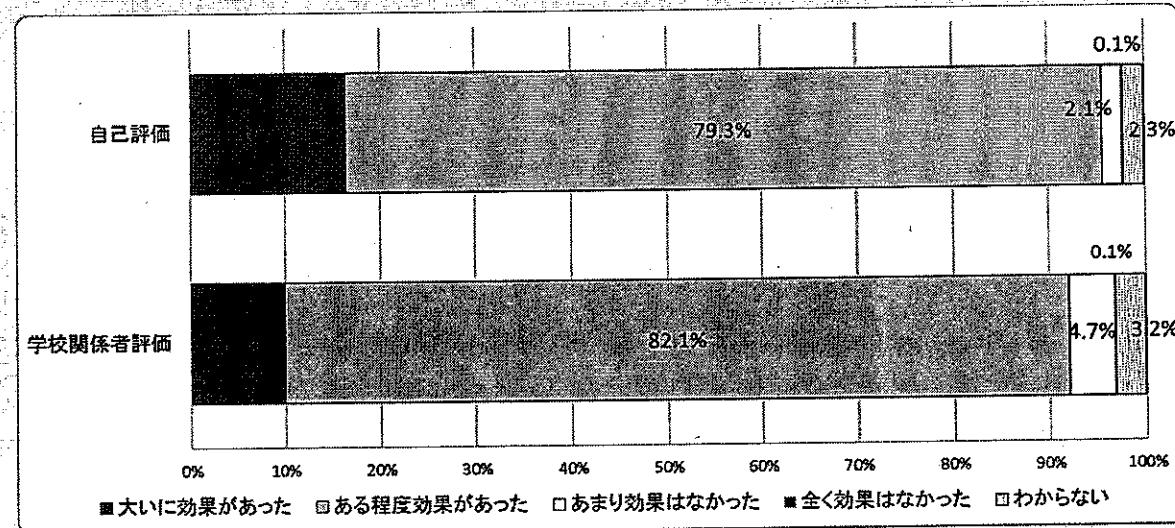
- 学校評価の効果に関する学校の認識を把握するため、5項目にわけて調査。

①児童生徒の学力向上、②児童生徒の生活態度の改善、③学校運営の組織的・継続的改善、
④保護者や地域住民との連携協力、⑤設置者による支援や条件整備等

- 5項目中、効果実感の最も高い「学校運営の組織的・継続的改善」において、効果があったと回答した学校は95.6%。

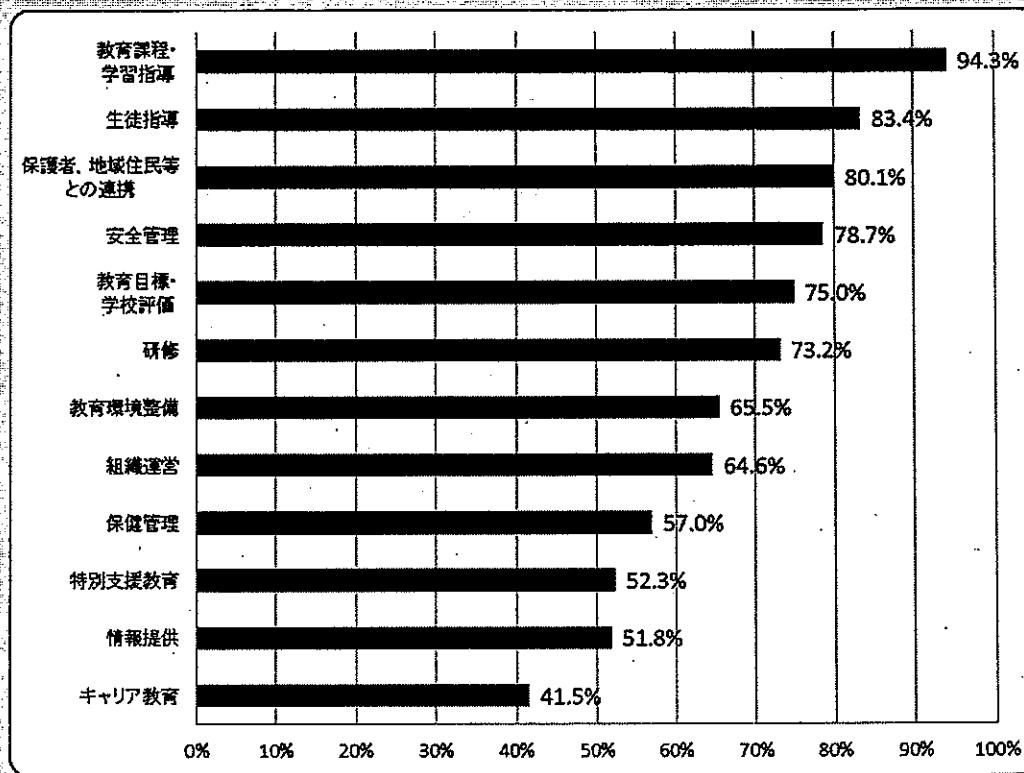
- 一方で、このうち「大いに効果があった」との回答は16.3%に留まり、学校評価の実効性を高めることが今後の課題。

※「学校運営の組織的・継続的改善」の値



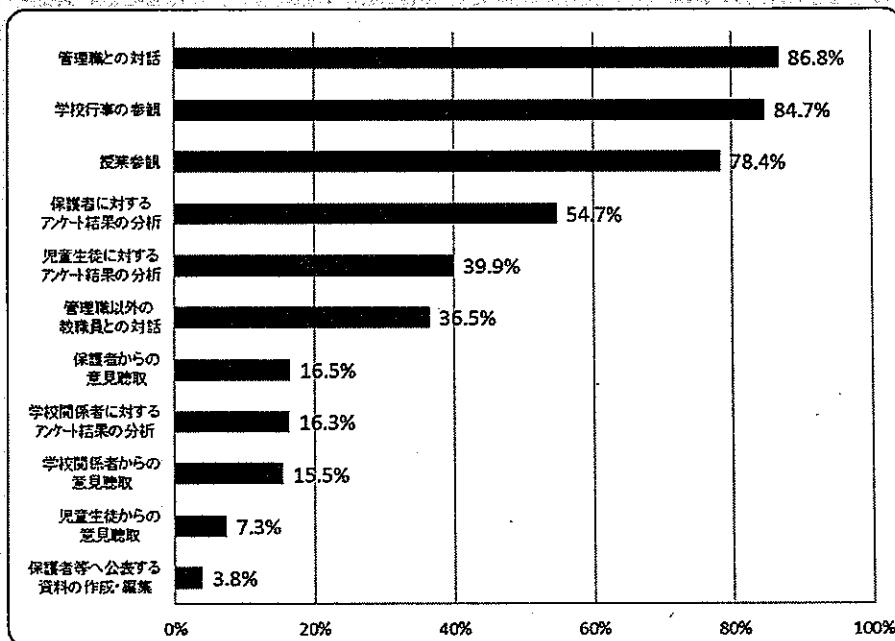
【学校評価の評価項目】

- ・評価目標や評価項目は、学校がその課題に即し、適切な項目を設定することになっている。
- ・教育課程・学習指導は94.3%、生徒指導は83.4%の学校が評価項目として設定。



【学校関係者評価委員が評価にあたり行ったこと】

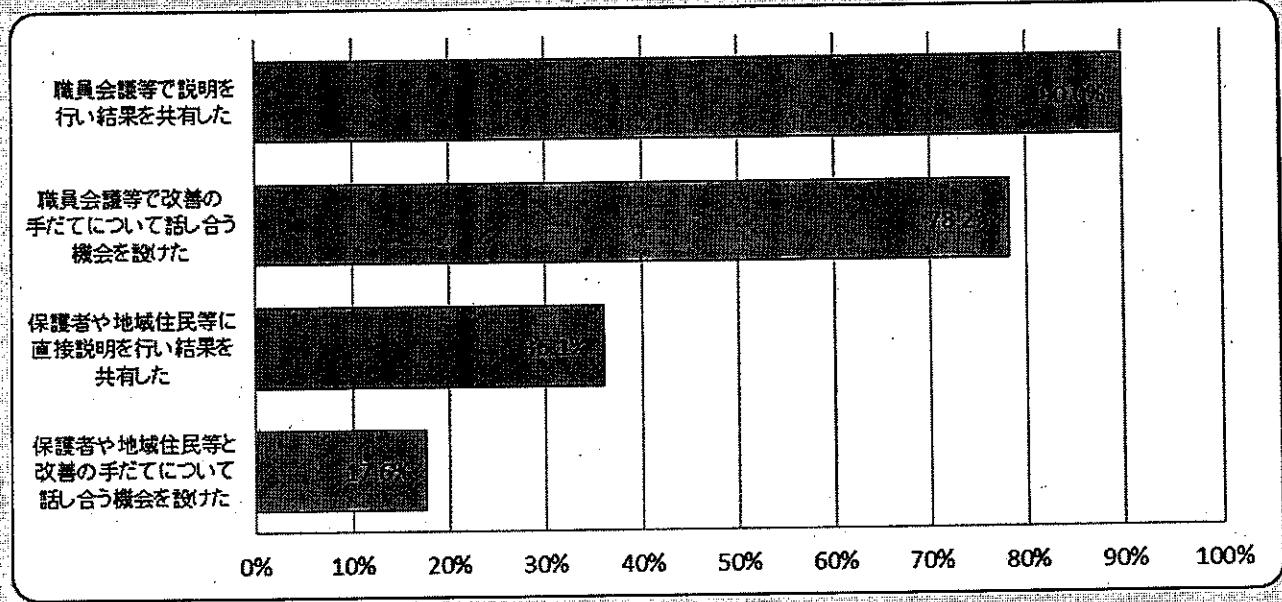
- ・学校関係者評価においては、学校関係者による主体的・能動的な評価活動が可能となるよう、十分な情報提供、学校の公開、意見交換等を行うことが重要。
- ・管理職との対話、学校行事や授業の参観に加え、学校関係者評価委員によるアケート結果の分析や管理職以外の教職員や保護者との意見交換の取組も行われている。



【学校評価結果の活用】

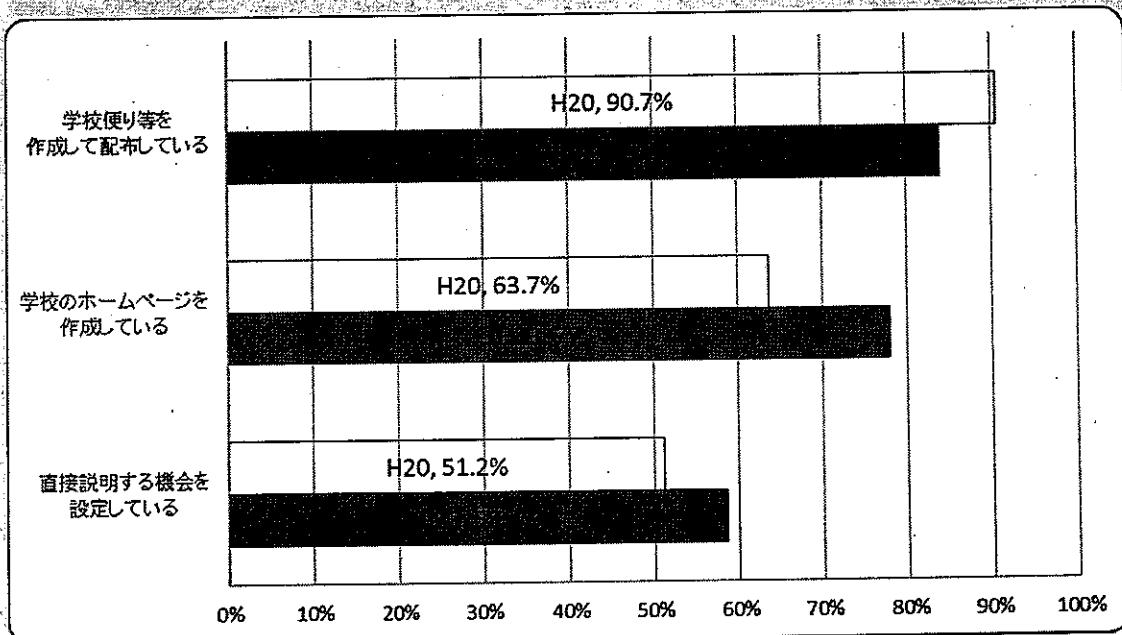
- ・学校評価結果について、職員会議等で説明を行い共有した学校は9割、改善の手立てを話し合う機会を設けた学校は約8割。
- ・評価結果を踏まえて改善策を話し合い、今後の目標設定や取組の改善につなげることにより、学校運営のPDCAサイクルを機能させることが重要。

※自己評価の値



【学校に関する情報の提供】

- ・学校評価の結果はもとより、学校運営の状況に関する情報の積極的な提供が重要。
- ・前回調査に比べ、「学校のホームページを作成」が増え、約8割に。



学校評価の概要

制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不斷に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務 ○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務 ○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価	

文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう、学校評価ガイドラインを策定。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。
- 中核となる教育委員会職員、学校の教職員、保護者や地域住民等の学校関係者評価委員に対する研修を実施。

参考資料

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

文部科学省HP トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学校評価について

◇学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕

◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について(報告)
(平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG)

◇学校評価の取組事例(リンク集)

◇平成23年度 学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書

学校評価の実効性を高める取組

＜宮城県仙台市教育委員会＞

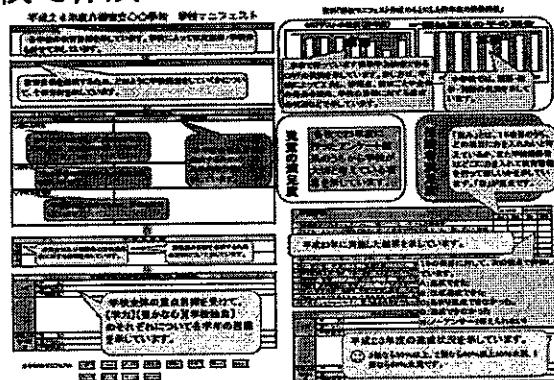
◆家庭・地域との連携による協働型学校評価システム

- 学校・家庭・地域の三者が、児童生徒の現状と課題の共有から、重点目標の設定、目標達成に向けた行動、成果の把握と改善のための活動までをともに行います。
- 各学校においても、様々な特色ある取組がなされています。
 - ・職員間で課題を共有するためのワークショップ
 - ・目指す方向性や取組を整理した印刷物を学校の玄関前に掲示
 - ・学校関係者評価員が職員会議にオブザーバー参加
 - ・「我が家 の重点目標」「家族で取り組む振り返りカード」により、家庭のフィードバックを受ける

＜京都府八幡市教育委員会＞

◆市内共通様式の学校マニフェストを見やすく1枚で作成

- 各学校が、①昨年度の成果・課題を踏まえ、
②どのような目標を持ってどのような教育活動を行うのか、わかりやすいよう、
市内共通様式の学校マニフェストを作成。
- 力を入れたい項目に◎を付すなど、各項目の記載は学校で工夫できるようになっています。



＜福岡県春日市教育委員会＞

◆中学校区（ブロックコミュニティ）学校関係者評価の導入

- 中学校区のコミュニティ・スクールが、小中連携により、学校・家庭・地域一体となって子どもを育てています。そのため、中学校区において共通目標・課題（共通評価項目）を設定し、その具現化に向けた取組を共有しています。
- 中学校区学校関係者評価により、学校・家庭・地域による具体的議論の場が生まれ、また各学校で行う学校関係者評価の充実にもつながっています。

＜岐阜県教育委員会＞

- ## ◆すべての県立高校がマニフェストを作成するとともに、学校関係者評価を実施
- 当該年度に重点的に取り組む施策をわかりやすく示す「県立高等学校版マニフェスト」を作成することで、学校評価の充実を図っています。
 - 県は、県立高等学校管理規則により学校関係者評価を義務付けるとともに、マニフェスト作成・公表における留意点、研究指定校における実践例などを掲載したリーフレットを作成するなど、各校の取組を支援しています。